

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

	改 正 案	現 行
（定義）	（定義）	（定義）
第一条 （略）	第一条 （略）	第一条 （略）
2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一・二 （略）	一・二 （略）	一・二 （略）
二の二 外国投資証券 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。	二の二 上場投資法人等 法第一百六十三条规定する上場投資法人等をいう。	二の二 上場投資法人等 法第一百六十三条规定する上場投資法人等をいう。
三・十四 （略）	三・十四 （略）	三・十四 （略）
十四の二 上場投資法人等 法第一百六十三条规定する上場投資法人等をいう。	十四の二 上場投資法人等 法第一百六十三条规定する上場投資法人等をいう。	十四の二 上場投資法人等 法第一百六十三条规定する上場投資法人等をいう。
十五・十九 （略）	十五・十九 （略）	十五・十九 （略）
3 （略）	3 （略）	3 （略）
（借り入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）	（借り入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）	（借り入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）
第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が	第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が	第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が

行われているものに限る。)とする。

一・三 (略)

四 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されるい
る有価証券（外国投資証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる
有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この号において「
外国投資証券等」と総称する。）並びに有価証券信託受益証券で
外国投資証券等を受託有価証券とするもの及び同項第二十号に掲
げる有価証券で外国投資証券等に係る権利を表示するものに限る
。）につき自己の計算による空売りを行う取引であつて、当該取
引に関し、外国金融商品市場において当該会員等が当該空売りに
係る有価証券の買付け（当該空売りに係る有価証券が有価証券信
託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券に係る受
託有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有して
いるもの又は外国金融商品市場において買付けを行うものを信託
して当該有価証券信託受益証券を取得することを含み、当該空売
りに係る有価証券が同号に掲げる有価証券（以下この号において
「預託証券」という。）である場合には、当該預託証券に表示さ
れる権利に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が
既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行
うものを預託して当該預託証券を取得することを含む。）を行う
取引を伴うもの（次に掲げるものに限る。）

イ・ロ (略)

行われているものに限る。)とする。

一・三 (略)

四 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されてい
る有価証券（法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券及び
同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（
以下この号において「外国投資証券等」と総称する。）並びに有
価証券信託受益証券で外国投資証券等を受託有価証券とするもの
及び同項第二十号に掲げる有価証券で外国投資証券等に係る権利
を表示するものに限る。）につき自己の計算による空売りを行う
取引であつて、当該取引に関し、外国金融商品市場において当該
会員等が当該空売りに係る有価証券の買付け（当該空売りに係る
有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益
証券に係る受託有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該
会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買
付けを行うものを信託して当該有価証券信託受益証券を取得する
ことを含み、当該空売りに係る有価証券が同号に掲げる有価証券
（以下この号において「預託証券」という。）である場合には、
当該預託証券に表示される権利に係る有価証券と同一の銘柄の有
価証券で当該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市
場において買付けを行うものを預託して当該預託証券を取得する
ことを含む。）を行う取引を伴うもの（次に掲げるものに限る。
）

イ・ロ (略)

五〇十一 (略)

十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、次に掲げる有価証券（以下この章において「投資信託受益証券等」という。）に係る受益権の分割（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。）の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

イ 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項に規定する投資信託約款において、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨を定めている投資信託に係るものに限る。）

□ (略)

五〇十一 (略)

十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、次に掲げる有価証券（以下この章において「投資信託受益証券等」という。）に係る受益権の分割（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

イ 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項に規定する投資信託約款において、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨を定めている投資信託に係るものに限る。）

□ (略)

ハ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、外国投資証券であつて口に掲げる有価証券に類似するもの

二・ト (略)

十三・三十六 (略)

2・3 (略)

(空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外)

第十五条の七 令第二十六条の六第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

イ・ホ (略)

ヘ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、外国投資証券（投資証券に類する証券にあつては、ニに掲げる有価証券に類似するものに類似するものに限る。）

ト・ヌ (略)

三 (略)

(適用除外有価証券)

第二十五条 令第二十七条第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。）の性質を有するもののうち、次に掲げる要件を

ハ 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券のうち口に掲げる有価証券に類似するもの

二・ト (略)

十三・三十六 (略)

2・3 (略)

(空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外)

第十五条の七 令第二十六条の六第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

イ・ホ (略)

ヘ 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券（投資証券に類する証券にあつては、ニに掲げる有価証券に類似するものに限る。）

ト・ヌ (略)

三 (略)

(適用除外有価証券)

第二十五条 令第二十七条に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。）の性質を有するもののうち、次に掲げる要件を

要件をいずれも満たすものとする。

一・二 (略)

いずれも満たすものとする。

一・二 (略)

2 | 令第二十七条第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年總理府令第百二十九号）第百五条第一号へに規定する不動産等資産をいう。

3 |

3 | 令第二十七条第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）の決算（公表がされた（法第二百六十六条第四項に規定する公表がされたをいう。）ものでない場合は、最近営業期間の前営業期間の決算）において投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二条に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の資産の総額のうちに占める前項に規定する資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とする。

（新設）

（役員及び主要株主の特定有価証券等の買付け又は売付けに含まれる場合）

第二十八条 法第二百六十三条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合は、上場会社等の役員（投資法人である上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）の役員を含む。第三十条第一項第二号及び第三号並びに第四十条第四項第二号を除き、以下この

（役員及び主要株主の特定有価証券等の買付け又は売付けに含まれる場合）

第二十八条 法第二百六十三条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合は、上場会社等の役員又は主要株主（同項に規定する主要株主をいう。以下この章において同じ。）が受益者である運用方法が特定された信託について、当該上場会社等の役員又は主要株主の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等

章において同じ。) 又は主要株主(法第二百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下この章及び次章において同じ。)が受益者である運用方法が特定された信託について、当該上場会社等の役員又は主要株主の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。)又は売付け等(同項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。)をする場合とする。

(同項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。)又は売付け等(同項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。)をする場合とする。

第三十条 法第二百六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行った場合(当該上場会社等が会社法第二百五十六条第一項(同法第二百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買い付けていた株券以外のものを買外のものを買い付けたときは、金融商品取引業者に委託等をして行つた場合に行つた場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に

第三十条 法第二百六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行った場合(当該上場会社等が会社法第二百五十六条第一項(同法第二百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買い付けていた株券以外のものを買付けたときは、金融商品取引業者に委託等をして行つた場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に

たない場合に限る。次号において同じ。)

三 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券又は投資証券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該役員又は従業員又は従業員の指図に基づき当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該上場会社等の他の役員又は従業員等の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

四 上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号から第六号までにおいて同じ。）の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共に当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行つた場合（第二号に掲げる場合を除く。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各従業員の一回当たりの抛出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

五・六 （略）

六の二 上場会社等（上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。）の資産運用会社又はその特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）の役員又は

従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は

限る。次号において同じ。）

三 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該役員又は従業員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該上場会社等の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

四 上場会社等の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行つた場合（第二号に掲げる場合を除く。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各従業員の一回当たりの抛出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

五・六 （略）
(新設)

従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）

七 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。第十四号において同じ。）又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

八 金融商品取引所で行われる銘柄の異なる複数の株券又は投資証券の集合体を対象とする法第二条第二十一項第一号に掲げる取引を行つた場合

九 （略）

十 上場会社等の役員又は主要株主が、当該上場会社等の発行する特定有価証券等のうち次のいずれかに該当するものに係る買戻条件付売買であつて買戻価格があらかじめ定められているものを行う場合（当該役員又は主要株主が専ら自己の資金調達のために行う場合に限る。）

イ （略）

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券

ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でイの性質を有す

七 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。第十四号において同じ。）の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

八 金融商品取引所で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする法第二条第二十一項第一号に掲げる取引を行つた場合

九 （略）

十 上場会社等の役員又は主要株主が、当該上場会社等の発行する特定有価証券等のうち次のいずれかに該当するものに係る買戻条件付売買であつて買戻価格があらかじめ定められているものを行う場合（当該役員又は主要株主が専ら自己の資金調達のために行う場合に限る。）

イ （略）

ロ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でイの性質を有す

るもの又は外国投資証券で投資法人債券に類する証券

十一～十三 (略)

十四 銀行等保有株式取得機構が上場会社等の株券又は投資証券の買付け（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一年法律第二百三十一号）第三十八条第二項に規定する特別株式買取り（同法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りを含む。）に該当する場合及び同法第三十八条の六第一項の規定による投資口の買取りに該当する場合に限る。）を行った場合又は当該買い付けた株券又は投資証券の売付けを行つた場合（同法第三十五条の規定に基づき、銀行等保有株式について委託を受けた者が当該委託に基づき上場会社等の株券又は投資証券の買付け又は売付けを行つた場合を含む。）

2～4 (略)

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一～四 (略)

五 法第百六十六条第二項第一号チに掲げる事項 株式交換完全親

会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。第五十五条の五第一項第二号において同じ。）となる会社に

るもの

十一～十三 (略)

十四 銀行等保有株式取得機構が上場会社等の株券の買付け（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一年法律第二百三十一号）第三十八条第二項に規定する特別株式買取り（同法第三十五条の二第一項の規定による株式の買取りを含む。）に該当する場合に限る。）を行つた場合又は当該買い付けた株券の売付けを行つた場合（同法第三十五条の規定に基づき、銀行等保有株式取得機構からその業務の一部について委託を受けた者が当該委託に基づき上場会社等の株券の買付け又は売付けを行つた場合を含む。）

2～4 (略)

（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第四十九条 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一～四 (略)

五 法第百六十六条第二項第一号チに掲げる事項 株式交換完全親

会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。）となる会社にあって、次に掲げるもののいずれかに該当す

あつて、次に掲げるもののいずれかに該当する」と。

イ・ロ (略)

六〇十四 (略)

2 (略)

(重要事実となる子会社の売上高等の予想値等)

第五十五条 法第百六十六条第二項第七号に規定する法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているものの発行者その他の内閣府令で定めるものは、令第二十七条の二各号に掲げる有価証券（法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券に係るものを除く。）の発行者及び連動子会社（子会社連動株式に係る売買等をする場合に限る。）とする。

2 (略)

(上場投資法人等の機関決定に係る重要事実の軽微基準)
第五十五条の二 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第九号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ 当該各号に定めることとする。

一 法第百六十六条第二項第九号ロに掲げる事項 投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の払込金額の総額が一億円（外国通貨をもつて表示される投資証券の募集の場合にあつては、一

ること。

イ・ロ (略)

六〇十四 (略)

2 (略)

(重要事実となる子会社の売上高等の予想値等)

第五十五条 法第百六十六条第二項第七号に規定する法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているものの発行者その他の内閣府令で定めるものは、令第二十七条の二各号に掲げる有価証券の発行者及び連動子会社（子会社連動株式に係る売買等をする場合に限る。）とする。

2 (略)

(新設)

億円に相当する額)未満であると見込まれること。

二 法第百六十六条第二項第九号ハに掲げる事項 投資口の分割により一口に対し増加する投資口の数の割合が〇・一未満であること。

三 法第百六十六条第二項第九号ニに掲げる事項 一口当たりの金銭の分配の額を前営業期間に係る一口当たりの金銭の分配の額で除して得た数値が〇・八を超えるかつ、一・二未満であること。

四 法第百六十六条第二項第九号ホに掲げる事項 合併による投資法人の資産の増加額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する営業期間及び翌営業期間の各営業期間（当該投資法人の営業期間が六月である場合にあつては、当該合併の予定日の属する営業期間開始の日から開始する特定営業期間（連続する二営業期間をいう。以下同じ。）及び翌特定営業期間の各特定営業期間）においていずれも当該合併による当該投資法人の営業収益の増加額が最近営業期間の営業収益（当該投資法人の営業期間が六月である場合にあつては、最近二営業期間の営業収益の合計額）の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(上場投資法人等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準等)

第五十五条の三 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項

(新設)

第十号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 法第百六十六条第二項第十号イに掲げる事実 災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。

二 法第百六十六条第二項第十号ロに掲げる事実 法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券に係る上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実（投資口の上場廃止の原因となる事実を除く。）が生じたこと。

三 令第二十九条の二の三第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 訴えが提起されたことについて、訴訟の目的の価額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの

提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等により投資法人の給付する財産の額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四

令第二十九条の二の三第二号に掲げる事実 次に掲げるものの

いづれかに該当すること。

- イ 仮処分命令の申立てがなされたことにつきては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていづれも当該仮処分命令による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。
- ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「裁判等」という。）につきては、当該裁判等の日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていづれも当該裁判等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十

に相当する額未満であると見込まれること。

五 令第二十九条の二の三第三号に掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 令第二十九条の二の三第六号に掲げる事実 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。

七 令第二十九条の二の三第七号に掲げる事実 主要取引先（同号に規定する主要取引先をいう。）との取引の停止の日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該取引の停止による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

八 令第二十九条の二の三第八号に掲げる事実 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が投資法人の最近営業期間の末日における債務の総額の百分の十に相当する額未満であること。

九 令第二十九条の二の三第九号に掲げる事実 発見された資源の採掘又は採取を開始する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該資源による投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十

に相当する額未満であると見込まれること。

2 | 令第二十九条の二の三第七号に規定する営業期間が六月以下であるものとして内閣府令で定める上場会社等とは、営業期間が六月である上場会社等（上場投資法人等に限る。次条において同じ。）とし、同号に規定する内閣府令で定める取引先とは、最近二営業期間における営業収益又は営業費用の合計額が当該二営業期間における営業収益の総額又は営業費用の総額の百分の十以上である取引先とする。

3 | 第一項各号（第一号、第二号、第六号及び第八号を除く。）に定める基準について、投資法人の営業期間が六月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（一の特定営業期間の末日に開始するものに限る。）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近二営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。

（重要事実となる上場投資法人等の売上高等の予想値等）

第五十五条の四 法第百六十六条第二項第十一号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準のうち当該上場会社等の営業収益等（同号に規定する営業収益等をいう。以下この条において同じ。）又は分配に係るものについては、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。

一 営業収益 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における

（新設）

る数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、
公表がされた前営業期間の実績値）で除して得た数値が一・一以
上又は〇・九以下であること。

二 経常利益 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における
数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、
公表がされた前営業期間の実績値）で除して得た数値が一・三以
上又は〇・七以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値が
ない場合における公表がされた前営業期間の実績値が零の場合は
全てこの基準に該当することとする。）であり、かつ、新たに算
出した予想値又は当営業期間の決算における数値と公表がされた
直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期
間の実績値）とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得た
ものを前営業期間の末日における純資産額で除して得た数値が百
分の五以上であること。

三 純利益 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における
数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公
表がされた前営業期間の実績値）で除して得た数値が一・三以上
又は〇・七以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がな
い場合における公表がされた前営業期間の実績値が零の場合は全
てこの基準に該当することとする。）であり、かつ、新たに算出
した予想値又は当営業期間の決算における数値と公表がされた直
近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間
の実績値）とのいずれか少くない数値から他方を減じて得たも

のを前営業期間の末日における純資産額で除して得た数値が百分の二・五以上であること。

四 金銭の分配 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算における数値（決算によらないで確定した数値を含む。）を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間に係る金銭の分配の実績値）で除して得た数値が一・二以上又は〇・八以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が零の場合は全てこの基準に該当することとする。）であること。

（上場投資法人等の資産運用会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十五条の五 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第十二号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 法第百六十六条第二項第十二号イに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該投資法人による特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）の取得が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の取得価格が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿

（新設）

価格の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

口　投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該投資法人による特定資産の譲渡が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の譲渡価格が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価格の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ハ　投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該投資法人による特定資産の貸借が行われることとなるものにあつては、当該特定資産の貸借が行われることとなる予定日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていざれも当該貸借が行われることによる当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

二 法第百六十六条第二項第十二号ハに掲げる事項 株式交換完全親会社となる資産運用会社にあつて、主要株主の異動が見込まれる株式交換以外の株式交換

三 法第百六十六条第二項第十二号ホに掲げる事項 吸収合併存続会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。）となる資産運用会社にあつて、主要株主の異動が見込まれる合併以外の合併

四 令第二十九条の二の四第一号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であ

つて、投資法人の委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合以外の場合

口 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、主要株主の異動が見込まれる場合以外の場合

五 令第二十九条の二の四第二号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であつて、投資法人の委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合以外の場合

ロ 事業の全部又は一部を譲り受ける場合であつて、主要株主の異動が見込まれる場合以外の場合

六 令第二十九条の二の四第三号に掲げる事項 資産の運用に係る

事業の休止又は廃止の予定日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

七 令第二十九条の二の四第四号に掲げる事項 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、資産の運用の全部又は一部が休止又は廃止されることとなる予定日の属する営業期間開始の日から二年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該休止又は廃止されることによる当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に

相当する額未満であると見込まれること。

八 令第二十九条の二の四第六号に掲げる事項 投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、新たな資産の運用が開始されることとなる予定日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該新たな資産の運用が開始されることによる当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな資産の運用が開始されるために特別に支出する額の合計額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

2 前項各号（第二号から第五号までを除く。）に定める基準について、投資法人の営業期間が六月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（一の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近二営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。

（上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要な事実の
軽微基準）

第五十五条の六 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第十三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分

（新設）

に応じ、当該各号に定めることとする。

一 法第百六十六条第二項第十三号イに掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていすれも当該処分による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

二 令第二十九条の二の五第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 訴えが提起されたことにあるては、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていすれも当該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていすれ

も当該判決等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 令第二十九条の二の五第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 仮処分命令の申立てがなされたことにつきては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該仮処分命令による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（ロにおいて「裁判等」という。）につきては、当該裁判等の日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該裁判等による当該投資法人の営業収益の減少額が最近営業期間の当該投資法人の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

2 前項各号に定める基準について、投資法人の営業期間が六月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（一の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、

「最近二営業期間の営業収益」とあるのは「最近二営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。

(特定資産の価値に及ぼす影響が重大な取引の基準)

第五十五条の七 令第二十九条の三第三項に規定する特定資産の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号及び第二号に掲げる上場投資法人等と当該上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。以下この条において同じ。）との取引に係るものは、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の二十以上であるものとする。

一 前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等が令第二十九条の三第三項第一号及び第二号に掲げる取引の対価として支払い、又は受領した金額の合計額

二 前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等が当該利害関係人等との間で令第二十九条の三第三項第一号及び第二号に掲げる取引の対価として支払い、又は受領した金額の合計額

2 令第二十九条の三第三項に規定する特定資産の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第三号及び第四号に掲げる上場投資法人等又は同号に規定する信託の受託者と当該上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等との取引に係るものは、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百

(新設)

分の二十以上であるものとする。

- 一 前営業期間における当該上場投資法人等の営業収益の合計額
- 二 次のいずれかに掲げる金額

イ 前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等若しくは当該信託の受託者が当該利害関係人等から令第二十九条の三第三項第三号及び第四号に掲げる取引の対価として受領した金額の合計額の一営業期間当たりの平均額

ロ 当営業期間以降の三年間ににおいて当該上場投資法人等若しくは当該信託の受託者が当該利害関係人等から令第二十九条の三第三項第三号及び第四号に掲げる取引の対価として受領することが見込まれる金額の合計額の一営業期間当たりの平均額

(株券等に含めない有価証券等)

第五十七条 令第三十一条に規定する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券から除くものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(株券等に含めない有価証券等)

第五十七条 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(新設)

2 令第三十一条に規定する投資証券等から除くものとして内閣府令で定めるものは、外国投資証券のうち投資証券に類する証券で投資主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない投資口に係るものとする。

3 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

2 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 有価証券信託受益証券で、株券、新株予約権証券、新株予約權付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、第一項各号に掲げるものを除く。次号において同じ。）又は投資証券等（投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、前項に規定するものを除く。次号において同じ。）を受託有価証券とするもの（次項第四号において「株券等信託受益証券」という。）

二 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、新株予約權証券、新株予約權付社債券又は投資証券等に係る権利を表示するもの（次項第五号において「株券等預託証券」という。）

4| 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式又は投資口に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一～三 （略）

四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ～ホ （略）

ヘ 投資証券 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数

ト 外国投資証券で投資証券に類する証券 当該株券等信託受益（新設）

証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に

一 有価証券信託受益証券で、株券、新株予約権証券又は新株予約權付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、前項各号に掲げるものを除く。次号において同じ。）を受託有価証券とするもの（次項第四号において「株券等信託受益証券」という。）

二 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、新株予約權証券又は新株予約權付社債券に係る権利を表示するもの（次項第五号において「株券等預託証券」という。）

3| 令第三十一条に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一～三 （略）

四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ～ホ （略）

ヘ 投資証券

当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内

容である投資口に係る議決権の数

ト 外国投資証券で投資証券に類する証券

当該株券等信託受益

（新設）

証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に

掲げる数とする方法

イ・ホ (略)

ヘ 投資証券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資口に係る議決権の数

ト 外国投資証券で投資証券に類する証券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資口に係る議決権の数

掲げる数とする方法

イ・ホ (略)

(新設)

(規制対象となる社債券に係る売買等)

第五十八条 法第百六十六条第六項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号ワ若しくは令第二十八条第八号に掲げる事項に係るもの、令第二十八条の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るもの、同項第九号へ若しくは令第二十九条の二の二第五号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九条の二の三第四号若しくは第五号に掲げる事実に係るもの

を知つて売買等をする場合とする。

(規制対象となる社債券に係る売買等)

第五十八条 法第百六十六条第六項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する重要事実のうち同項第一号ワ若しくは令第二十八条第八号に掲げる事項に係るもの又は令第二十八条の二第五号若しくは第六号に掲げる事実に係るものをして売買等をする場合とする。

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第百六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第百六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める

場合は、次に掲げる場合とする。

一五三 (略)

四 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行う場合（当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買い付けた株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

五 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券又は投資証券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が当該信託業が当該信託業を営む者に当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けの指図を行う場合であつて、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該上場会社等の他の役員又は従業員を委託する信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

場合は、次に掲げる場合とする。

一五三 (略)

四 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行う場合（当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買い付けた株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

五 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が当該信託業を営む者に当該上場会社等の株券の買付けの指図を行う場合であつて、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該上場会社等の他の役員又は従業員を委託する信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

六 上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号から第八号までにおいて同じ。）の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合（第四号に掲げる場合を除く。）であつて、當該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

七・八 （略）

八の二 上場会社等（上場投資法人等に限る。）の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合であつて、當該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）

九 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。）又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われる場合であつて、當該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

十九十三 （略）

254 （略）

六 上場会社等の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合（第四号に掲げる場合を除く。）であつて、當該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

七・八 （略）
(新設)

九 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。）の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われる場合であつて、當該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

十九十三 （略）

254 （略）

(株券等に係る買付け等に準ずるもの)

第六十条 令第三十三条の三第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一 株券等（法第一百六十七条第一項に規定する株券等をいう。第六十二条及び第六十二条の二を除き、以下同じ。）に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者（売方関連株券等の場合につては、支払う立場の当事者。以下この条及び次条において同じ。）となるもの

二〇十六 （略）

(公開買付け等事実に係る軽微基準)

第六十二条 法第一百六十七条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準は、公開買付け等事実（同条第三項に規定する公開買付け等事実をいう。第六十三条第一項において同じ。）のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係るものであつて、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該買集め行為により毎年において買い集める株券等（令第三十一条に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の数が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の百分の二・五未満であるものに係ること。

(株券等に係る買付け等に準ずるもの)

第六十条 令第三十三条の三第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一 株券等（法第一百六十七条第一項に規定する株券等をいう。第六十二条を除き、以下同じ。）に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者（売方関連株券等の場合につては、支払う立場の当事者。以下この条及び次条において同じ。）となるもの

二〇十六 （略）

(公開買付け等事実に係る軽微基準)

第六十二条 法第一百六十七条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準は、公開買付け等事実（同条第三項に規定する公開買付け等事実をいう。次条第一項において同じ。）のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係るものであつて、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該買集め行為により毎年において買い集める株券等（令第三十一条に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の数が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の百分の二・五未満であるものに係ること。

二 (略)

(伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容)

第六十二条の二 法第一百六十七条第五項第八号ハに規定する公開買付け等の実施に関する事実の内容として内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる事項とする。

- 一 上場等株券等の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合 当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者（法第一百六十七条第五項第八号に規定する特定公開買付者等関係者をいう。以下この条において同じ。）から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの
- イ 当該公開買付けに係る公開買付者等（法第一百六十七条第一項に規定する公開買付者等をいう。以下この条において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ロ 当該公開買付けに係る買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。ハにおいて同じ。）の対象となる同項に規定する株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類
- ハ 当該公開買付けに係る買付け等の期間、法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格、法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数及び法第二十七条の十三第四項各号に掲げる条件の内容
- 二 令第三十一条に規定する買集め行為の実施に関する事実の内容

(新設)

二 (略)

の伝達を受けた場合 当該買集め行為に係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの

イ 当該買集め行為に係る公開買付者等の氏名又は名称及び住所

又は所在地

ロ 当該買集め行為の対象となる株券等（令第三十一条に規定する株券等をいう。ハにおいて同じ。）の発行者の名称及び当該株券等の種類

ハ 当該買集め行為に係る買付けの期間、買付けの価格及び買付予定の株券等の数

上場株券等の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合 当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの

イ 当該公開買付けに係る公開買付者等の名称及び所在地

ロ 当該公開買付けに係る買付け等（法第二十七条の二十二の二第一項に規定する買付け等をいう。ハにおいて同じ。）の対象となる上場株券等の発行者の名称及び当該上場株券等の種類

ハ 当該公開買付けに係る買付け等の期間、法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格、法第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する法第二十七条の三第一項に規定する買付

予定の上場株券等の数及び法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第四項第二号に掲げる条件

の内容

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第百六十七条第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者との間で当該発行者の発行する株券等に係る買付け等（法第百六十七条第一項に規定する買付け等をいう。第十号及び第十一号を除き、以下この項において同じ。）又は売付け等（法第百六十七条第一項に規定する売付け等をいう。以下この項において同じ。）に関し書面による契約をした者が、当該契約の履行として当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行なうべき期日又は当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行なうべき期限の十日前から当該期限までの間において当該買付け等又は売付け等を行う場合

二・三 （略）

四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員（当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配して

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第百六十七条第五項第十二号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社との間で当該会社の発行する株券等に係る買付け等（法第百六十七条第一項に規定する買付け等をいう。第十号及び第十一号を除き、以下この項において同じ。）又は売付け等（法第百六十七条第一項に規定する売付け等をいう。以下この項において同じ。）に関し書面による契約をした者が、当該契約の履行として当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行なうべき期日又は当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行なうべき期限の十日前から当該期限までの間において当該買付け等又は売付け等を行う場合

二・三 （略）

四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員（当該会社が他の会社を直接又は間接に支配して

いる場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券又は投資証券の買付けを行う場合(当該発行者が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買い付けた株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの抛出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

五 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該発行者の株券又は投資証券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が当該信託業を営む者に当該発行者の株券又は投資証券の買付けの指図を行なう場合であつて、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)

六〇八 (略)

八の二 公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である投資法人の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同し

支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付けを行う場合(当該会社が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買い付けた株券以外のものを買い付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの抛出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

五 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該会社の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が当該信託業を営む者に当該会社の株券の買付けの指図を行なう場合であつて、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。)

六〇八 (略)

(新設)

て当該投資法人の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）

九 累積投資契約により公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の発行する株券又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われる場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

十～十一（略）

十二 公開買付け等事実を知る前に発行者の同意を得た上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画に基づき上場等株券等の売出し（金融商品取引業者が売出しの取り扱いを行うものに限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等（金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行うものに限る。）を行う場合

十三（略）

2 前項第四号に規定する当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

九 累積投資契約により公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われる場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

十～十一（略）

十二 公開買付け等事実を知る前に発行者である会社の同意を得た上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画に基づき上場等株券等の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等（金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行うものに限る。）を行う場合

十三（略）

2 前項第四号に規定する当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

二・三 (略)

3 (略)

4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において公開買付け等に係る上場等株券等若しくは上場株券等の発行者又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる会社が保有する議決権について準用する。

一 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

二・三 (略)

3 (略)

4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において公開買付け等に係る上場等株券等若しくは上場株券等の発行者である会社又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる会社が保有する議決権について準用する。

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第三号（第二十九条関係） 役員又は主要株主の売買報告書 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略) 2 特定有価証券等の種類 次の区分に応じて該当する番号を○で囲むこと（国内発行及び海外発行を問わない。）。 普通株式、優先株式、新株予約権証券及び投資口・・・1 普通社債券、新株予約権付社債券及び投資法人債券・・・2 その他・・・3 (注) その他の欄には、該当する特定有価証券等（1及び2に該当するものを除く。）の種類を記載すること（例：預託証券）。</p> <p>3、4 (略) 5 銘柄名 特定有価証券等又は特定有価証券等に係るデリバティブ取引の具体的な銘柄名等を記載すること。なお、普通社債券、新株予約権付社債券及び投資法人債券については、回記号及び発行年月日を併せて記載すること。 6、7 (略) 8 取引者と会社との関係 発行会社（投資法人である場合はその資産運用会社を含む。）の役員である場合は「1」を、主要株主である場合は「2」を記載すること。 9～14 (略) 15 数量 売付け等又は買付け等をした数量を記載すること。 (注) 記載単位・・・株式：1株 投資口：1口 普通社債券・新株予約権付社債券・投資法人債券：1万円 新株予約権証券：1証券 上記以外の特定有価証券等については、その種類及び内容に適した単位を付すること。</p> <p>16 単価 売付け等若しくは買付け等の価格又は約定数値を記載すること。記載単位は、株式及び投資口は円、株式以外は銭とする。 (注) 特定有価証券等が外貨建てである場合は、（単価×為替相場）により邦貨換算（小数点第3位を四捨五入し、第2位まで）した金額とする。邦貨換算に用いる為替相場は顧客に交付される書類に記入されている相場を用いることとし、外貨建て売買のため記入のないときは、約定日における対顧客直物電信売相場と対顧客電信直物買相場の中値を用いることとする。 17、18 (略)</p>	<p>別紙様式第三号（第二十九条関係） 役員又は主要株主の売買報告書 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略) 2 特定有価証券等の種類 次の区分に応じて該当する番号を○で囲むこと（国内発行及び海外発行を問わない。）。 普通株式、優先株式及び新株予約権証券・・・1 普通社債券及び新株予約権付社債券・・・2 その他・・・3 (注) その他の欄には、該当する特定有価証券等（1及び2に該当するものを除く。）の種類を記載すること（例：預託証券）。</p> <p>3、4 (略) 5 銘柄名 特定有価証券等又は特定有価証券等に係るデリバティブ取引の具体的な銘柄名等を記載すること。なお、普通社債券及び新株予約権付社債券については、回記号及び発行年月日を併せて記載すること。 6、7 (略) 8 取引者と会社との関係 発行会社の役員である場合は「1」を、主要株主である場合は「2」を記載すること。 9～14 (略) 15 数量 売付け等又は買付け等をした数量を記載すること。 (注) 記載単位・・・株式：1株 普通社債券・新株予約権付社債券：1万円 新株予約権証券：1証券 上記以外の特定有価証券等については、その種類及び内容に適した単位を付すること。</p> <p>16 単価 売付け等若しくは買付け等の価格又は約定数値を記載すること。記載単位は、株式は円、株式以外は銭とする。 (注) 特定有価証券等が外貨建てである場合は、（単価×為替相場）により邦貨換算（小数点第3位を四捨五入し、第2位まで）した金額とする。邦貨換算に用いる為替相場は顧客に交付される書類に記入されている相場を用いることとし、外貨建て売買のため記入のないときは、約定日における対顧客直物電信売相場と対顧客電信直物買相場の中値を用いることとする。 17、18 (略)</p>